

## 8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物の取扱いについて

### 【いただいたご意見】

- 指定廃棄物として指定されると減衰して8,000Bq/kg以下となっても除外されないのか。
- 8,000Bq/kg以下に減衰した指定廃棄物の取扱いを検討してほしい。

### 【対応について】

○ いったん指定廃棄物となった廃棄物であっても、その後の放射壊変等により指定要件を満たさない状況(8,000Bq/kg以下)となったものについて、科学的には、廃棄物処理法に基づく従来の方法により安全に処理できるものです。また、指定解除により処理が円滑に進むのであれば公益性が高いと考えられることや、自治体等から指定解除の要請があることを踏まえ、指定廃棄物の指定解除プロセスを検討していきます。

## 8,000Bq/kg以下となった指定廃棄物の取扱いについて

### 【対応について】

○例えば、指定を受けた者から指定解除の申し出があった場合に以下の要件が満たされれば、指定を解除する等の方法が考えられます。

- ① 解除対象となる指定廃棄物が8,000Bq/kg以下となっていることが確実であること
- ② 指定解除後の廃棄物の処理先の確保を、指定を受けた者が行う旨が確認できること
- ③ 指定を受けた者と指定解除後に当該廃棄物の処理責任を有することとなる者が異なる場合等においては、指定を受けた者が当該廃棄物の処理に係る者からの同意を得ていること